

町税

問合せ先：税務課 ☎72-1113

町税の主なもの

町民税	普通税	町民税（個人・法人）
		固定資産税
		軽自動車税
		たばこ税
	目的税	国民健康保険税
		入湯税
遊漁税		

個人町県民税

毎年1月1日現在、富士河口湖町に住所を有している方に対し、前年の1月1日から12月31日までの所得金額をもとに所得割を計算し、均等割と合計した金額が課税されます。また、その年の1月1日現在、富士河口湖町に住所はないが、家屋敷や事業所を所有している方には均等割のみが課税される場合があります。

※個人町県民税のかからない方

- 生活保護法の規定による扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 合計所得金額が38万円以下（扶養者のいる場合はこの限りでない）の方

国税電子申告・納税システム

国税に関する手続きはe-Tax（イータックス）、地方税に関する手続きはeLTAX（エルタックス）で、地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告や納税などを簡単に行うことができます。

詳しい情報はホームページをご確認ください。

- e-Tax <https://www.e-tax.nta.go.jp>
- eLTAX <https://www.eltax.lta.go.jp>

法人町民税

町内に事務所や事業所がある法人に課税されます。また、事務所や事業所はないが寮や宿泊所などがある場合、均等割のみが課税されます。

【均等割】

資本金等の額、従業者数の区分に応じた一定の額。

【法人税割】

国に申告した法人税額に税率（6.0%）を乗じて算出します。※法人の設立・開設…町内に会社を設立したり、支店・営業所などを開設したりしたときは、登記事項証明書（登記簿謄本）および定款の写しを添えて、2か月以内に「法人の設立・設置届出書」をご提出ください。

固定資産税

毎年1月1日（賦課期日）といいますが、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人に課税されます。

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

【償却資産】

個人・法人にかかわらず、事業のために用いることができる資産です。

※償却資産の種類

- ①構築物
- ②機械および装置
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両および運搬具
- ⑥工具、器具、備品

◆家屋を取り壊した場合

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したら「家屋滅失届」を提出してください。取り壊した年は課税されますが、翌年からは課税されなくなります。

◆土地の現況地目変更

毎年1月1日現在の利用状況で課税地目を認定し、課税しています。

現在の課税地目は、毎年4月中旬に所有者へ送付する納税通知書に同封されている課税明細書で確認することができます。

なお、現在利用状況が課税地目と異なる場合は、現地調査に伺いますのでご連絡ください。

(例)

- ・家屋を取り壊して更地にし、駐車場などとして利用している場合
- ・山林を伐採し、資材置場などとして利用している場合

◆償却資産の申告

固定資産税は土地・家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税されます。

償却資産を所有されている方は、地方税法の規定により、毎月1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について所在の市町村に申告する義務があります。

なお、資産の増減がない場合や廃業・解散をした場合もその旨をご連絡ください。



■軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車の所有者に課税されます。月割課税制度はありません。

◆名義変更などの手続き

軽自動車の廃車・譲渡・内容の変更などをする場合は、次の窓口で手続きをしてください。なお、手続きの内容により持参するものが変わりますので、あらかじめ確認してください。

車の種類	届出先	手続き内容
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)、 小型特殊自動車	町役場税務課	取得・転出・名義変更・譲渡・廃車
軽二輪・小型二輪 (125cc超のバイク)	山梨運輸支局	取得・住所変更・譲渡・廃車
上記以外の軽自動車等	軽自動車検査協会 山梨事務所	

▶軽自動車検査協会山梨事務所

〒406-0034 笛吹市石和町唐柏792-1

☎050-3816-3121（コールセンター）

▶山梨運輸支局

〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-9

☎050-5540-2039

※盗難にあった場合は警察に届けてください。その後、一時抹消登録手続きや廃車の手続きが必要となります。

■たばこ税

たばこ税は小売価格の中に含まれていますので、実質的に税金を負担するのは購入者になります。たばこ税は小売店の所在する町の財源になります。

たばこは町内で買しましょう!

■国民健康保険税

35ページの国保・年金の『国民健康保険税』をご覧ください。

税金

■入湯税

入湯税は、観光の振興（観光施設の整備を含む）・環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防に必要な施設の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税です。入湯税を納める人は、温泉施設の利用料とともに支払い、その徴収した入湯税を経営者が毎月納めます。税額は、入湯客1人が1日150円です。

■遊漁税（一級河川河口湖のみ）

遊漁税の税額は、1回200円となります。

河口湖漁業協同組合等を特別徴収義務者等に指定し、釣り客が遊漁券を購入する際に、200円の「遊漁税」が一緒に徴収されます。

年間遊漁券をお持ちの方は、その都度遊漁税券をお買い求めください。

中学校を卒業するまでの者と障がい者は免除となります。

■税の証明書

- ・税証明は、本人以外には交付できません。
- ・代理人が申請する場合、同一世帯内の家族の方はそれを証明できるもの、それ以外の方は代理人選任届をお持ちください。
- ・法人の税の証明は、代理人選任届、申請書には法務局登録代表者印の押印が必要です。

※代理人選任届は29ページを参照

■証明書の種類と証明手数料

証明書の種類	内容	料金
課税（非課税）証明書	収入・所得額および町県民税の課税額等の証明書	1通 300円 (新年度の証明書は、毎年6月頃発行)
納税証明書	年度ごとの町税の納税の証明書	1通 300円
完納証明書	町税に滞納がないことの証明書	1通 300円
評価証明書（土地・家屋）	固定資産の評価額の証明書	1枚 300円 (土地・家屋あわせて6筆（棟）まで1枚に記載)
公課証明書（土地・家屋）	固定資産の課税標準額と税相当額の証明書	
土地家屋名寄帳（土地・家屋・償却資産）	納税義務者ごとの資産を一覧表にまとめたもの	1枚 100円 (土地11筆、家屋6棟まで1枚に記載)
軽自動車税納税証明書（継続検査用）	車検用の納税証明書	無料 ※必ず車検証をご持参ください。

- ・納税関係の証明書は、納付状況を確認して発行しますが、事務処理の関係で納税の確認に2週間程度かかる場合があります。
- ・納付されてから2週間以内に証明書が必要となった場合には、領収書（口座振替の方は記帳済の通帳）をご持参ください。
- ・固定資産課税台帳の登録事項については、1月1日時点の情報です。それ以降、所有者等変更になった場合は翌年度まで変更されません。
- ・1月1日以降に所有者となった方は、現在の所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書等）をご持参ください。

TKC全国会

毎月訪問・月次決算

経営改善計画書作成

milight-ac.jp
your partner

税理士法人みらいと

Certified Public Tax Accountants' Corporation Milight

セミナー開催

相続税・贈与税対策

経営者の数字を見る力アップ



税理士 渡辺威済



税理士 藤原徳仁

会計ソフト導入・説明

山梨県富士吉田市松山 1-4-21（もち吉 富士吉田店 2F）

[TEL]0555-21-5330 [MAIL]info@milight-ac.jp [URL]http://www.milight-ac.jp【東京地方税理士会大月支部所属】

納税

町税等の納期

町税等はまちづくりのための大切な財源です。必ず、納期限内に納付してください。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
町県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期		8期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期		8期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は各月末（12月は25日）です。ただし、納期限が土・日曜日、祝日などの場合は翌日になります。

納付方法

◆納付書で納める場合

●取扱金融機関等

山梨中央銀行、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、中央労働金庫（富士吉田支店）、北富士農業協同組合、クレイン農業協同組合、山梨みらい農業協同組合、ゆうちょ銀行、全国の地方税統一二次元コード対応金融機関

●富士河口湖町役場 出納室窓口

●コンビニエンスストア

（納期限を過ぎたもの、1枚の納付書が30万円を超えたもの、バーコード印刷のないものを除く）

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ヤマザキデイリーストアー、ローソンなど

●スーパーマーケット、ドラッグストアなどのMMK設置店 オギノ、ウエルシア、ドラッグセイムス、ノジマなど

●スマホ収納

PayPay・d払い・au PAY・J-CoinPay

●クレジットカード

Visa・Mastercard・JCB・American Express・Diners Club

●インターネットバンキング

●地方税お支払いサイト（地方税共同機構）

◆口座振替で納める場合

町税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

【申込方法】

預金通帳とお届け印を持参し、上記取扱金融機関、みずほ

銀行または郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口にお申し込みください。

※町外の取扱金融機関または郵便局（ゆうちょ銀行）でも手続きできますが、申込用紙が必要になりますので、税務課へお問合せください。

【振替日】

各期の納期限日になりますので、前日までに預金残高の確認をしてください。

※振替開始は、お申し込みの翌月以降になります。

◆納期限内に納付を

納期限内に納付されない場合は、督促状や催告書をお送りするなどして、できるだけ早い時期の納税を促しています。それでも納税されない場合には、納期限内に納税された方との公平を保つため、財産などの差押えを行います。

◆延滞金

【延滞金】

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて、富士河口湖町税条例に基づき計算した延滞金がかかります。

◆納税にお困りの場合は

町税などを納付できない事情のある方は、早めにご相談ください。督促状を放置したり、催告を無視したりしても問題の解決にはなりません。